

國立成功大學

112學年度碩士班招生考試試題

編 號：28

系 所：台灣文學系

科 目：外文文學文獻解讀（日文）

日 期：0206

節 次：第 4 節

備 註：1.不可使用計算機
2.此考科可攜帶紙本字典入試場

※ 考生請注意：本試題不可使用計算機。請於答案卷(卡)作答，於本試題紙上作答者，不予計分。

1. 翻譯下列文章。(30%)

『知の考古学』

フーコーは、歴史研究とは、あらかじめ想定された理念や価値観を資料の中から取り出すことではないと言うのです。ある社会や文化の中には、数多くの発言行為（エノンセ）の集積があり、フーコーはその集積を「アルシーブ（資料集成）」と呼びます。一つの文化のアルシーブには、あらゆる発言行為があって、到底すべてを記述することはできません。しかし、そこに集められた資料を一切の序列をつけず、起源も問わず、資料と資料とをぶつからせ、その資料を成り立たせている文化や社会の無意識的な構造（システム）を解読すること、これがフーコーの言う考古学（アルケオロジー）なのです。

...

フーコーは、このように、一つの発言行為は一つの文章が一つのテキストに属するように、一つの「言説編成体」に属すると述べます。言説編成体とは「言説（ディスクール）を形作る形式」のことです。言説というのは、ある社会集団や社会関係によって規定される「ものの言い方」や表現のことを意味します。言説は、多くの発言行為が集まってうみだされるものです。

（桜井哲夫『知の教科書 フーコー』，157-158。講談社選書メチエ 208）

2. 閲讀文章後，回答問題。(20%)

「これまでの格規定の問題は「深層格」と「認知格」の二つの観点から再検討する必要がある。本稿では、従来の「深層格」の意味規定と本稿で提案する「認知格」の意味規定を次のように区別する。

A. [深層格]：a 外部世界の事実関係を反映する格の意味規定。

b 心理条件的な関係による格の意味規定。

(Fillmore 1968, 1969)

B. [認知格]：a メンタルな認知のプロセスをダイナミックに反映する格の意味規定。

b 複合的な視点による統合的な格の意味規定。

(山梨 1987, 12989)

...これまでの深層格による格規定で問題になるのは、格の役割が一律に決定できない場合である。B の認知格の観点からみるならば、ある表現に一つの格役割が与えられると考えられる事例は、プロトタイプ的な事例として位置づけられる。ある格のカテゴリーと他のカテゴリーとの間で解釈がゆれ、一律に一つのカテゴリーによって解釈できない事例は、このプロトタイプとしての格解釈といわばグレイディエンス (gradience) をなす形で相対的に規定される。」

(山梨正明「格の複合スキーマモデル」『日本語の格をめぐって』，40-41。くろしお出版社)

問：請問作者支持甚麼樣的觀點？為甚麼？

3. 下記の引用文をわかりやすいマンダリンに訳してください（25%）

同じ大理石卓に阮固爺は仲人婆さんと對座してゐた。

「家の息子はね、非常に人情家ですからね、感情にもろいと言ふ奴ですから、その點を利用してうまく話して呉れ給へよ。お禮はたんまりやるから……」

「ハイ、承知しました。」

「ではね……ハーム、ハーム」

時間が來て阮固爺の發作が又始つた。

「私は隣りで休んで居りますから、いゝやうに御願ひしますよ……ハ……ム。」

彼は仲人婆さんを殘して阿片道具を查某嬾にもたせて續きの室に入つた。仲人婆さんは自信ありげにニツコリ笑つて阮固爺の暗示した二百圓の謝禮を頭に畫いて嬉しかつた。これで心配してゐた息子の聘金も出来るわけだと考へると幸福で堪らなかつた。早速話をまとめて、この快消息をもつて息子を喜ばしかつた。と考へると阮新民の現はれるのが大變遅いように感じ、待ち切れなくなつて入口迄行つて外をのぞいて見た。

—楊逵「田園小景」、

『臺灣新文學・六月號』第一卷第五號所収、1936年、40頁より—

4. 下記の引用文をわかりやすいマンダリンに訳してください（25%）

植民地における「政治」の特異性として、まず指摘すべきであるのは、権力が行使されることにたいする被統治者からの合意調達の困難である。暗示的な形であれ、明示的な形であれ、暴力を基本的かつ直接的な力の源泉として異民族支配がなされているという状況に対して、植民地政府が、被統治者からの合意の調達に苦難を感じていたことは自明であろう。「異民族支配」であることは、単に被統治者の間に感覺的な排外意識を醸成しやすいということに止まらず、前近代社会に淵源する共通の政治文化や秩序意識を断絶させる結果をもたらした。その一方で、それに代わるべき近代的な国民意識あるいは帝国臣民意識を扶植することの困難や、住民の社会的動員体制を構築することの不徹底は、近代的な国政運営を志向する「円滑な統治」の阻害要因として機能したのであつた。

—三谷博「植民地朝鮮における『公共性』の検討」、

『東アジアの公論形成』、

東京大学出版会、2004年、199頁より—